

## 港区住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税均等割が非課税である世帯等に対して、臨時特別給付金を給付します。

### 1 概要

#### (1) 給付額

1世帯当たり100,000円

#### (2) 給付対象

ア 基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（生活保護受給世帯を含む。）

イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

#### (3) 対象世帯数（想定）

約40,000世帯

・住民税非課税世帯等：約30,000世帯

（住民税非課税世帯：28,000世帯、生活保護受給世帯：2,000世帯）

・家計急変世帯：約10,000世帯

#### (4) 費用見込額

4,211,000千円

事業費（給付金）4,000,000千円、事務費211,000千円

#### (5) 財源

事業費、事務費とも国庫補助の対象（補助率10/10）

### 2 給付方法

原則、申請者の指定する口座に振り込みます。

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和3年12月中 区ホームページにて周知

12月27日 令和3年第1回港区議会臨時会（補正予算）

令和4年 1月 下旬 住民税非課税世帯等へ申請書送付及び振込開始

2月 下旬 家計急変世帯の申請受付開始

4月 下旬 住民税非課税世帯等の申請終了

9月30日 家計急変世帯の申請終了